

# 野生鳥獣から農作物を守る!!

イノシシ、ニホンジカの生息域が急速に拡大しています。  
鳥獣被害防止対策に、国の補助金「鳥獣被害防止総合対策交付金」※を活用できます。

※交付金の概要、要件は、裏面をご覧ください

## 鳥獣被害対策は、3本柱が鉄則

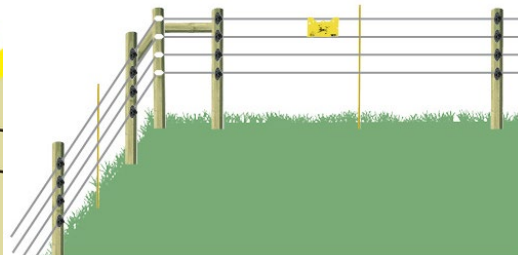
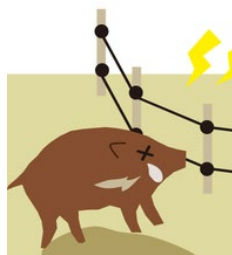
### 個体群の管理（鳥獣の捕獲）

第1の柱  
【とる】



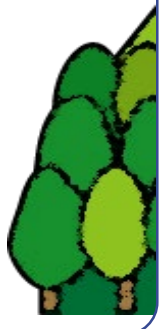
### 侵入防止対策（柵の設置等）

第2の柱  
【まもる】



### 生息環境管理（放任果樹の伐採、刈払い等）

第3の柱  
【よせつけない】



# 鳥獣被害防止総合対策交付金

- シカやイノシシなどの有害捕獲やわな等の導入、捕獲技術向上や被害防止対策に関する研修会開催に係る経費を支援します。
- 交付金は、市町村や農業団体、猟友会等が構成員となる協議会が行う取組を対象としています。

取組の内容	上限単価、要件等
<b>① とる（個体群の管理）</b> 内 容：有害捕獲に係る捕獲活動経費 補助率：定額	<b>【上限単価】</b> 有害獣の捕獲経費（1頭当り） シカ：8千円、イノシシ：7千円 わな等の導入経費（1基当り） くくりわな：16千円 箱わな：大型 119千円、小型 19千円
<b>② まもる（侵入防止対策）</b> 内 容：電気柵や金網柵等の設置経費 補助率：直営※の場合 定額 請負の場合 1/2 ※ 農業者が自ら電気柵を直営で設置する場合、自己負担は <u>ほぼありません</u>	<b>【施工上限単価】</b> ○ 電気柵（1m 1段あたり、税抜） 直営 148円、請負 391円 ○ ネット柵（1mあたり、税抜） 直営 1,090円、請負 2,600円 <b>【要件】</b> ○ 農家者3戸以上で取組む ○ 耐用年数期間内は適切に管理 ※支柱が塩ビ製の場合8年間
<b>③ よせつけない（生息環境管理）</b> 内 容：「緩衝帯の整備」※に係る経費等 ※ 野生鳥獣が「エサが無い」、「近づけない」、「居心地が悪い」と感じる環境を集落周辺に整備 補助率：集落が自ら取組む場合 定額 取組を委託する場合 1/2	<b>【上限単価】</b> ○ 市町村の基準等に準じて支出 <b>【対象となる取組例】</b> ・ 収穫しない柿の木等の伐採 ・ 藪の刈払い ・ 専門家と行う集落点検や対策検討 ・ ニホンジカ等の生息状況調査

くわしくは、振興局農政部又は市町村担当課にお問い合わせください。農作物被害を出さないため、対策を検討しましょう。

《お問い合わせ先》

- |              |         |            |         |
|--------------|---------|------------|---------|
| ▶ 久慈市農政課     | 52-2121 | ▶ 洋野町農林課   | 77-2113 |
| ▶ 野田村産業振興課   | 78-2926 | ▶ 普代村農林商工課 | 35-2115 |
| ▶ 県北広域振興局農政部 | 66-9675 |            |         |